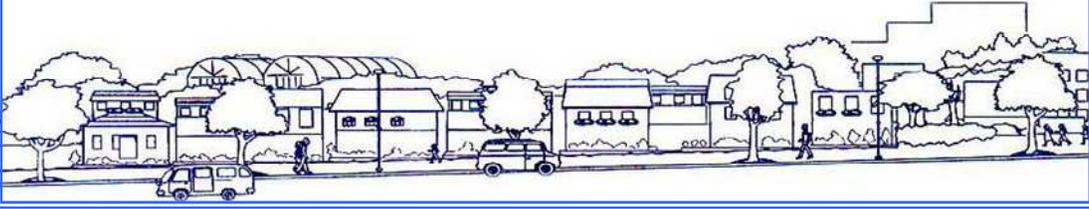


北小岩一丁目東部地区



114



2012/12/26
江戸川区土木部
沿川まちづくり課

連絡先：推進第一係

5668 5877

第10回土地区画整理審議会を開催しました

日頃より区政にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

平成24年12月18日(火)に第10回土地区画整理審議会を北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所で開催しました。これまでの審議会では、換地設計案について意見をいただいていたが、今回の審議会では、来年の1月中旬頃に「供覧」という形で皆さまにお示しする予定の「供覧に付す換地設計案」について諮問をし、異議のないことの答申をいただきました。

供覧方法等は、次回のまちづくりニュースでお知らせします。

また、今回の審議会も各権利者の個人情報に関わることから、審議会の議事運営規則第11条第1項の規定により非公開としました。

次回の第11回審議会は、平成25年2月中旬以降を予定しています。



第10回土地区画整理審議会 開催概要

日時：平成24年12月18日(火)午後7時から

場所：北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所 1階

内容：換地設計案について 諮問・答申

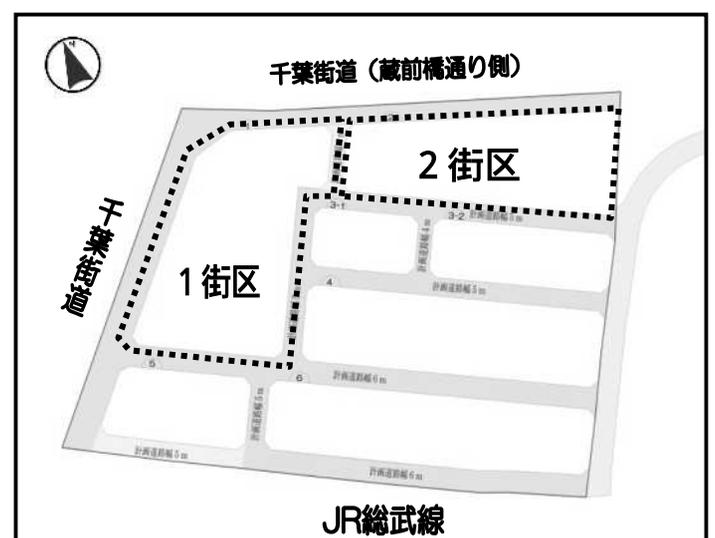
各街区の換地設計案の考え方について

審議会では答申をいただいた換地設計案は、街区ごとに以下の考え方のもと作成しています。そこで今号のまちづくりニュースでは、換地設計案の供覧を行うにあたり各街区の換地設計案の考え方についてお知らせします。

街区・・・道路で区切られた、ひとまとまりの区画を指します。

・1街区、2街区

整理前の宅地が千葉街道側付近の方を換地します。特に千葉街道に面している宅地については換地においても千葉街道に面するように換地をします。

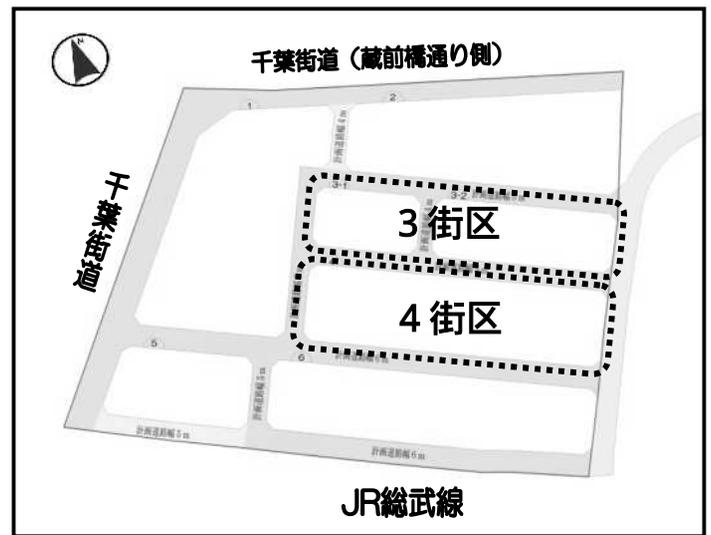


・ 3 街区、4 街区

3 街区は、他の街区より南北にかけての街区の奥行きを短くすることで、宅地の面積が比較的小さい場合であっても間口を確保でき、土地利用をしやすい街区形状としています。

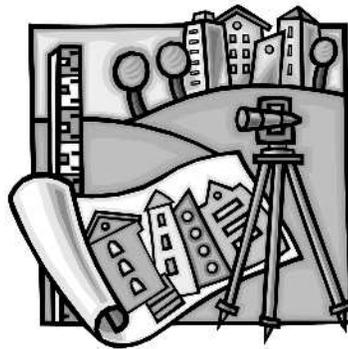
そのため、地区の内側に位置する宅地のうち、宅地の面積が比較的小さい方を換地することを基本としています。

また、4 街区は 3 街区に比べて街区の奥行きを長くしているため、宅地の面積が比較的大きい方を換地することを基本としています。



・ 5 街区、6 街区

JR 側に位置する宅地のうち、5 街区は地区の西側に位置している宅地を換地し、6 街区は地区の東側に位置する宅地を換地することを基本としています。



本年もご協力ありがとうございました

本年は、来年度の移転除却に向けて換地設計基準や換地設計案等について審議会では話し合いをしてまいりました。換地設計案については、来年の1月中旬頃から皆さまにお示しできるように作業を進めています。

また来年度の移転補償の交渉および契約に向け、建物調査がお済みの方については再算定を行い、準備を進めています。未調査だった方につきましても、一件一件ご相談をさせていただき随時調査を行っています。

来年も引き続き皆さまと一緒に安全・安心のまちを築くため、職員一丸となってまちづくり事業に取り組んでまいります。これからも皆さまのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。本年もご協力ありがとうございました。

<お問い合わせ先> ご意見・ご質問はこちらまで

えんせん

沿川まちづくり課推進第一係

北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所

5668 - 5877

お電話は平日午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間にお願いします。

【URL】 <http://www.city.edogawa.tokyo.jp/gyosei/toshikeikaku/machidukurijoho/index.html>

